

第5章 行為の規制等に関する事項

1. 行為の制限についての考え方

1) 行為の制限

規制の内容（行為の制限）や届出を要する行為の規模等（届出行為の規模）は、行為者が守りやすくするため、ゆるやかな内容にとどめたい。同時に、景観形成のために有効なものとするため、町民・事業者等への啓発につとめ、景観形成のための施策の拡充を図ることが町の責務となる。

2) 届出行為の規模

行為の規模としては、住民・事業者等が平常的に行う行為であって、かつ町民がその総意として是認することができる程度の規模は、届出行為から除外すべきであろう。

2. 景観計画区域における行為の制限

項目	景観計画区域
①生態系の保全	重要な動植物の保全のため、振動・騒音・濁水・排水等の対策に配慮すること。
②景観の保全	裸地及び屋外における土石、廃棄物等の集積又は貯蔵物品の露出を抑制し、遮蔽措置を講ずること。鉦物等の採取にあっても同様の配慮を求める。 石垣の保全、自然景観の保全、法面の緑化、緑地の保全に配慮すること。
③建築物・工作物の高さ	建築物：高さが 20m を超えないこと。
④建築物・工作物の色彩	色彩：マンセル値 10 未満とする。周辺の景観と調和するものであること。
⑤建築物の形態意匠	屋根：勾配屋根を基本とし、適度な軒の出を持つように図ること。 外観：外部の材料は原則として、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。
⑥眺望景観 (稜線の分断)	稜線を分断しないよう努めること。
⑦看板、広告板、自動販売機等の設置	色彩：マンセル値 10 未満とする。 蛍光色を使用しないこと。 周辺の景観と調和するものであること。

*マンセル値：色彩を「色相」・「明度」・「彩度」という3つの属性で表す。

- ・色相は R(赤)、Y(黄)などに 10 分割し、さらに一つの色相を 10 分割する。
- ・明度は白っぽいから黒っぽいまで 11 段階で表す。白は 9.5、黒は 1.0 としている。
- ・彩度は色の鮮やかさを示す。1 から 14 までの数値で示し、数値が大きいほど鮮やか（派手な）色を表す。本表で言うマンセル値は「彩度」を示している。

3. 景観計画区域における届出行為の規模

行為	景観計画区域
①鉱物の採掘又は土石の採取	1,000 m ² 以上又は高さ 3m を超えるもの。
②屋外における物品（土石、廃棄物等）の集積又は貯蔵	1,000 m ² 以上、又は高さ 3m を超えるもの。
③土地の形状変更	1,000 m ² 以上。
④建物、工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去	・建築物 延面積 100 m²以上、又は高さが 10m を超えるもの。 ・工作物 1,000 m²以上、又は高さ 5m を超えるもの。
⑤建築物の色彩の変更	行為面積の合計が 10 m ² 以上のもの。
⑥森林 （天然林及び植林の伐採）	森林の伐採：100,000 m ² 以上。
⑦看板、公告板等の設置	・区域指定：高知県屋外広告物条例に準じる。 ・一辺が 4m、かつ、表示可能面積が 4 m²以下を除く。